

第45回宮城県重症心身障害児(者)を守る会 定期総会 挨拶

会長 秋元俊通

本日は、ご多用中にもかかわらず、また遠路はるばる、多くのご来賓の皆様にご臨席賜り、平成21年度定期総会を開催できますことと、日頃より、重症心身障害児および重症心身障害者並びに当会にお寄せいただいておりますご理解とご支援とに厚く御礼申し上げます。併せて皆様のご支援とご協力によって、平成20年度も実り多い活動を展開できましたことに、心より感謝申し上げます。

現在、昨年来の世界同時経済不況の渦中にありますが、一日も早い復興を期待いたしております。衣食足りて礼節を知るとありますように、まず経済的な基盤ができて初めて心にも余裕が生まれ、福祉にも目が行くと言うことは仕方がないことと思います。過度に障害児・者の福祉ばかりを求めないで、まず、元気な人に大いにその能力を発揮していただけますよう、私たちが応援するときではないかとも感じる今日この頃です。

昨年度は、重症心身障害児(者)を守る東北ブロック大会・研修会を担当させていただき、300名を越す参加者によって、盛会裏に開催いたすことができました。また、東北ブロックの事業ではございましたが、「きょうだい支援事業」として、法律にも制度にもございませんし、これまで我慢を強いられてきた障害児・者を持つ“きょうだい”への支援の必要性とそのあり方についても勉強いたしました。さらに、多くの会員が我が子の成年後見人となっておりますが、その親も高齢化しておりますので、親自らへの後見としての任意後見制度の研修会を開催いたしました。

さて、本年度は自立支援法が施行されて3年目に当たり、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正されます。午後の座談会で詳しいお話をさせていただきますが、「重症心身障害児施設」が18歳未満の「医療型障害児入所施設」と18歳以上の「療養介護施設」に区分されることによって、既得権等で在所保障はされるといっても、在所者の処遇、施設や病院の設置基準および診療報酬等が変わる可能性がありますので、皆様も関心の大きいところだと存じます。これから、同法の再点検をいたし、事業者、施設および病院と私たちが運命共同体として、通達や運用でより良い処遇を獲得するときです。皆様のご理解とご支援をいただきながら、当会も全国守る会と連携して活動してまいり所存しております。これを今年度の活動重点項目の第一といたします。

また、活動重点項目の第二は、スローガンにもありますように、義務教育を受けられなかった義務教育学齢超過未就学者への教育の機会を作っていく活動といたします。

恒例行事といたしましては、夏には高校生を対象とした重症心身障害児(者)との交流・療育キャンプ、春には保護者研修会を兼ねた療育キャンプを開催いたします。

今年度の活動重点地区としては、宮城県の最南部の白石市周辺地区を考えており、関係市町村や支援学校、団体および相談支援事業所等へのご挨拶と、地域交流懇談会を開催して、重症心身障害児・者への理解の輪を広げてまいります。

更に、物心両面でご支援をいただいておりますNPO法人宮城県重症心身障害児(者)を支援する会と連携しての研修会を企画いたしております。

今後共尚一層の、ご理解、ご指導並びにご支援をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。